

令和 5 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 19 |

---

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木曜日)

## 総務委員会会議録

令和5年12月14日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時16分閉議（実時間128分）

委員 野崎伸也君

委員 百田隆君

委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第105号・令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第110号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）
1. 議案第117号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第118号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 議案第119号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第126号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況について）

（泉支所移転について）

（八代市中期財政計画及び令和6年度当初予算編成方針について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君  
副委員長 谷川登君  
委員 太田広則君  
委員 高山正夫君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 谷脇信博君  
財務部次長 岩瀬隆敏君  
理事兼財政課長 中村光宏君  
財政課長補佐 米村寛樹君  
総務企画部  
理事兼企画政策課長 田島功一郎君  
デジタル推進課長 田中博之君  
泉支所長 緒方浩君  
泉支所地域振興課長 岩田剛君  
市長公室  
人事課長 松本康祐君  
市民環境部  
市民課長 山内真奈美君

### ○記録担当書記 松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長（谷脇信博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の谷脇でございます。よろしくお願いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号の関係分につきまして、岩瀬財務部次長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条・歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ6億7950万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億48170万円としております。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページ以降の表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いします。

まず、第2表・繰越明許費でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について繰越

明許費の設定を行っております。

表の上段から、款2・総務費、項1・総務管理費のうち、泉支所移転関係事業829万7000円は、泉支所庁舎を振興センターいずみへ移転するため、施設改修に必要な設計委託費を追加するもの、復興推進事業2億9821万4000円は、坂本支所等用地や県道中津道八代線の造成における国、県との協議による施工順序の変更等、次の項3・戸籍住民基本台帳費の戸籍住民台帳事務事業1320万5000円は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、システムの改修するところ、国からの仕様書の提示の遅れにより、それぞれ年度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費の市内一円土地改良整備事業244万6000円は、南部土地改良区における塩竈地区の団体営土地改良事業において、ポンプ操作制御盤の納期遅延等により、次の項2・林業費の道整備交付金事業3727万円は、林道深水線などにおいて、関係者との協議等に日数を要したこと等により、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の款7・土木費、項2・道路橋梁費のうち、道路維持事業4388万3000円は、市道温泉センター線など5路線及び市内一円道路改良事業2億428万2000円は、永碓町高島町線など8路線において、通行規制や関係者との協議等に不測の日数を要したこと等により、年度内に完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

また、次の項5・都市計画費のうち、西片西宮線道路整備事業1815万8000円及び八千把地区土地区画整理事業3040万2000円は、補償物件の建物の除却が遅れたことにより、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

1つ目、項6・住宅費の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）1016万5000円は、宅地かさ上げ対象地区住民の住まいを確保するため、豪雨被災者等支援交付金を活用した八代市民球場及び芦北町の応急仮設住宅の移築に係る経費の追加について、年度内完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の款9・教育費、項6・学校給食費の（仮称）新南部学校給食センター施設整備事業1億2620万5000円は、不動産鑑定及び用地測量に基づき、用地取得に必要な経費を追加するもので、契約は、3月定例会にて議決をいただき、本契約となった後、所有権移転登記等を行う予定であることから、次の項7・社会教育費の文化センター施設整備事業3960万円は、八代市公民館ホールの工事に伴う使用停止期間との重複を避けるため、着工を延期したことで年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費のうち、林道施設災害復旧事業9699万円は、林道福根線などにおいて、特殊工法の採用により、詳細設計の成果品納入に期間を要したこと等から、林道施設災害復旧事業（豪雨災害）2億1305万5000円は、林道坂本山江線などにおいて、大規模査定の実用による国、県との協議に不測の日数を要したこと等により、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の項2・公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋梁施設災害復旧事業2億5766万7000円は、本年7月の梅雨前線豪雨により被災した市道西の岩線と10月の雨により被災した市道柵ノ俣線ほか、八八重～四方田線などの各市道において、また、次の道路橋梁施設災害復旧事業（豪雨災害）3億4000万円は、市道市ノ俣線などにおいて、国、県などの関係機関との協議や調整、他工事との現場ふくそう及び

入札不調などにより、遅延及び工事施工に期間を要することから、年度内完了が困難となったため、それぞれ繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表・債務負担行為補正でございますが、1つ目から4つ目までは指定管理者への委託を行うもので、いずれも期間を令和5年度から令和8年度までとしておりまして、1つ目のサンライフ八代管理運営委託は、委託先が一般財団法人サンライフ八代で、限度額が3964万8000円。2つ目の八代市働く婦人の家管理運営委託は、委託先が一般社団法人八代弘済会で、限度額が4882万8000円。3つ目の八代市さかもと温泉センター及び八代市坂本憩いの家管理運営委託は、委託先がさかもと温泉センター株式会社で、限度額が1億3689万9000円。4つ目の八代市ふれあいセンターいずみ及び八代市農林産物流通加工施設管理運営委託は、委託先が株式会社いずみで、限度額が3947万4000円としております。

次の5つ目から10ページの表の最後まで、議会費3件、総務費7件、民生費2件、衛生費7件、土木費6件、教育費14件、災害復旧費1件の総数40件は、年度当初から履行を開始しなければ支障を来すおそれのある事務について債務負担行為の設定を行うもので、期間をおおむね令和5年度から令和6年度までとしておりますが、このうち、期間の異なるものや限度額の大きなものとしまして、7ページの坂本支所仮設庁舎リース（増額分）はリース期間である令和7年度まで、8ページの上から4つ目、生活困窮者自立相談支援委託は令和8年度まで、下から2つ目の環境センター施設整備・運営事業（氷川町追加契約分）は、覚書等により令和20年度まで、2億2124万円。9ページの中ほど上から6つ目、応急仮設住宅移設工事は、坂本町の宅地かさ上げ対象地区住民の応急仮設住宅の移設に係るもので3億7200万

円。下から4つ目、学校施設トイレ改修工事は、小学校8校、中学校2校の改修として7億4000万円。最後の八代市立中学校情報教育システムリース経費（第3系統）は、ICT教育用タブレットのリース期間である令和11年度まで、9678万2000円とするなど、それぞれ期間及び限度額を設定しております。

次に、11ページ、第4表・地方債補正でございますが、上段の表、1、追加の地域総合整備資金貸付事業は、限度額を2億8800万円としております。

次に、下段の表、2、変更の支所庁舎施設整備事業では、補正前の1億2060万円に780万円を追加し、補正後の限度額を1億2840万円としております。次の学校整備事業では、2億6810万円に1億1980万円を追加して、3億8790万円、最後の災害復旧事業では、6億8410万円に4530万円を追加し、7億2940万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど、歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の内容を説明します。

15ページをお願いします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税では、1億4991万7000円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目5・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で220万1000円を追加しております。これは、本年7月の梅雨前線豪雨により被災した市道西の岩線の災害復旧工事の経費に係る国の負担金で、交付率は10分の6.67でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で2043万5000円を追加しております。内

訳としまして、説明欄の上から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3万円は、当該交付金対象事業のうち、人件費補正の影響分に対するものでございます。説明欄2つ目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1320万5000円は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴うシステム改修に必要な経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。3つ目の宅地嵩上げ安全確保事業補助金720万円は、坂本町の宅地嵩上げ事業について、国が前倒しで事業を行うこととなったため、事業負担金として必要な経費に係る国の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次に、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、1298万5000円を追加しております。内訳として、説明欄の上から、子ども・子育て支援交付金198万5000円は、千丁校区の待機児童解消のため、千丁町の八代公民館別館内に増設する放課後児童クラブの整備に必要な経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は3分の1でございます。その下、出産・子育て応援交付金1100万円は、妊婦、子育て家庭に対して、妊娠届出時及び出産後にそれぞれ5万円を給付する給付金について、本年4月以降に申請した令和4年度の対象者分が不足するため、追加補正に必要な経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は3分の2でございます。

16ページをお願いします。

上段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、豪雨被災者等支援交付金1016万5000円を追加しております。これは、坂本町の宅地かさ上げ対象地区住民の仮住まいを確保するため、応急仮設住宅の移築に係る経費に対する県の補助金でございます。

次に、目2・民生費県補助金、節2・児童福

祉費補助金では、473万5000円を追加しております。このうち、説明欄の1つ目、放課後児童健全育成事業等補助金198万5000円は、先ほど国庫補助金で申しました放課後児童クラブの整備に必要な経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は3分の1でございます。説明欄2つ目、出産・子育て応援交付金275万円は、これも、先ほど国庫補助金で申しました妊娠届出時及び出産後にそれぞれ5万円を給付する給付金に必要な経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は6分の1でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金319万3000円を追加しております。このうち、節1・農業費補助金の63万2000円として、説明欄1つ目のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業補助金55万1000円は、農業団体等が、均質で品質の高い、いぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組むため、QRコード紙用停止装置の導入など、鏡町の1利用組合に対して、説明欄2つ目の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金8万1000円は、東陽地域において、サンショウを新たな基幹作物とするため、サンショウの苗や土壌改良資材の購入など、東陽町の1部会に対して必要となる対象経費を補助する県の補助金で、交付率はいずれも10分の10でございます。次の節3・水産業費補助金で、水産製品製造業等緊急支援事業補助金256万1000円は、食品衛生法の改正により、新たに営業許可が必要となった鏡町の3事業者に対して、加工施設の改修に係る対象経費を補助する県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次に、目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、林道施設災害復旧費補助金1448万8000円を追加しております。これは、林道菊池人吉線において、令和4年台風14号の影響による工事中止

期間における機械リース料の増額等に係る経費を補助する県の補助金で、交付率は10分の9.91でございます。

次に、下段の表、項3・委託金、目1・総務費委託金、節4・選挙費委託金で、県知事選挙委託金48万1000円を追加しております。当該選挙事務のうち、人件費補正の影響に対するものでございます。

17ページをお願いします。

款22、項1・市債で、上から、目1・総務債、節1・総務管理債では、2億9580万円を追加しております。このうち、説明欄1つ目、泉支所移転関係事業780万円は、泉支所庁舎を振興センターいずみへ移転するため、施設改修に必要な設計委託に要する経費に充てるもので、充当率95%の合併特例事業債でございます。次の説明欄2つ目、地域総合整備資金貸付事業2億8800万円は、市内の1事業者が行う事業が一般財団法人地域総合整備財団から貸付対象事業として認定されましたので、八代市地域総合整備資金貸付要綱に基づく無利子の貸付けに必要な経費に充てるもので、充当率100%の一般事業債でございます。

次に、目6・土木債、節1・道路橋梁債で、道路橋梁施設災害復旧事業3700万円は、本年10月の雨により被災した市道積ノ俣線の災害復旧工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎対策事業債でございます。

次に、目8・教育債、節6・学校給食債で、(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業1億1980万円は、不動産鑑定及び用地測量に基づき、用地取得に必要な経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例事業債でございます。

次に、目9・災害復旧債では、830万円を追加しておりますが、このうち、節1・農林水産業施設災害復旧債の林道施設災害復旧事業1

0万円は、先ほど県補助金でも申しました林道菊池人吉線の災害復旧工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率80%の補助災害復旧事業債でございます。次の節2・公共土木施設災害復旧債の道路橋梁施設災害復旧事業100万円は、先ほど国庫支出金でも申しました市道西の岩線の災害復旧工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。次の節3・その他公共・公用施設災害復旧債の復興推進事業720万円は、先ほど国庫補助金でも申しました坂本町の宅地嵩上げ安全確保事業について、事業費負担金に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

歳出でございます。

まず、人件費以外の分について説明いたします。

下段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、説明欄の3つ目、国際交流推進事業として124万1000円を追加しております。これは、台湾、新竹市への表敬訪問が決定したことから、その訪問に係る経費でございます。節7・報償費の3万1000円は、新竹市政府への記念品代、節8・旅費の119万5000円は、市長以下6人分の出張旅費、節13・材料及び賃借料の1万5000円は、Wi-Fiレンタル料でございます。

19ページをお願いします。

表の上から、目4・財産管理費は、1179万6000円を追加しております。このうち、説明欄の3つ目、泉支所移転関係事業は、先ほど市債でも申しましたように、築50年を経過し老朽化が進んだ泉支所庁舎を振興センターいずみへ移転するため、地域団体や関係機関との協議が調ったことから、施設改修に必要な設計

委託費として、節12・委託料829万7000円を追加するものでございます。なお、先ほど申しましたように、年度内完了が困難なことから繰り越すところでございます。

次に、2段目の目5・企画費は3億260万9000円を追加しております。このうち、説明欄2つ目の復興推進事業は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたしまして、説明欄3つ目、地域総合整備資金貸付事業2億8800万円は、先ほど市債でも申しましたように、市内の1事業者が行うガスプラント増設事業が、一般財団法人地域総合整備財団から貸付対象事業として認定されたことから、八代市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、無利子の貸付けを行うものでございます。

飛びまして、20ページをお願いします。

下段の表、項3、目1・戸籍住民基本台帳費は、3063万4000円を追加しております。このうち、説明欄の3つ目、戸籍住民基本台帳事務事業は、先ほど繰越明許費及び国庫補助金でも申しましたように、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、戸籍及び戸籍附票の氏名に振り仮名を入れるなどの改正が必要となったため、戸籍情報及び戸籍附票のシステム改修経費として、節12・委託料1320万5000円を追加するものでございます。なお、先ほど申しましたように、年度内完了が困難なことから、繰り越すところでございます。

人件費以外は以上でございますが、続いて、人件費の分について説明いたします。

個別の説明に入ります前に、今回の人件費の補正の概要につきましては、別に配付しております資料、右肩に令和5年12月14日、総務委員会、議案第99号関係資料とあります令和5年度人件費補正予算についてを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告

に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに2年連続の引上げの実施となっております。

まず、1、給料改定による影響のうち、(1)給料表の改定でございますが、国に準じて給料表の水準を平均1.1%引き上げるもので、若年層に重点を置きながら、対象者は一般職1170人、会計年度任用職員643人でございます。

次に、(2)期末勤勉手当の改定でございますが、年間支給月数を4.4月から4.5月へプラス0.1月引き上げるものでございます。

また、給与改定以外の補正の主な要因としましては、2、その他に示します、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減、育児休業及び退職等、共済組合負担金の率改定による影響分でございます。

なお、当初予算において人件費を計上する際は、当初予算編成時点の職員を基に積算しておりますが、新年度の人事異動に伴う職員の配置の変更による影響分を毎年度12月に人件費の補正を行っております。

それでは、人件費について、歳出予算の説明をいたします。予算書に戻っていただきまして、18ページをお願いします。

まず、上段の表、款1・議会費ですが、項1、目1・議会費は734万8000円を追加しております。説明欄1つ目、議員27人分及び一般職11人分の709万1000円、説明欄2つ目、会計年度任用職員2人分の25万7000円は、議長、副議長交代によるものや人事異動、給与改定等によるものでございます。

次に、下段の表、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費は6184万円を減額しております。このうち、先ほど説明しました国際交流推進事業を除く部分が人件費となりますが、説明欄1つ目、特別職

2人分及び一般職212人分の7362万3000円の減は、人事異動、給与改定、育児休業、休業等による影響分。説明欄2つ目の会計年度任用職員46人分の1054万2000円は、給与改定等による影響分及び育児休業や退職等で職員の欠員が生じた場合に配置する会計年度任用職員の増加分でございます。

次の目2・文書広報費は20万6000円を追加しております。説明欄の会計年度任用職員2人分の給与改定による影響分でございます。

19ページをお願いします。

目4・財産管理費は、先ほど説明しました泉支所移転関係事業を除く部分が人件費となりますが、説明欄1つ目、一般職9人分の322万8000円、説明欄2つ目、会計年度任用職員3人分の27万1000円は、人事異動や給与改定による影響分でございます。

次に、目5・企画費は、先ほど説明しました復興推進事業、地域総合整備資金貸付事業を除きまして、説明欄1つ目、会計年度任用職員2人分の20万9000円は、給与改定による影響分でございます。

次に、目7・交通防犯対策費は、435万円を追加しております。説明欄1つ目、一般職4人分の408万9000円、説明欄2つ目、会計年度任用職員2人分の26万1000円は、人事異動や給与改定による影響分でございます。

次に、目8・人権啓発費は348万円を減額しております。説明欄1つ目、一般職11人分の399万8000円の減は、人事異動や給与改定による影響分。説明欄2つ目、会計年度任用職員6人分の51万8000円は、給与改定による影響分でございます。

20ページをお願いします。

上段の表になります。

項2・徴税費、目1・税務総務費は、573万8000円を追加しております。説明欄1つ



目、一般職75人分の564万7000円、説明欄2つ目、会計年度任用職員4人分の9万1000円は、人事異動や給与改定による影響分でございます。

次に、目2・賦課徴収費は、56万5000円を追加しております。説明欄の会計年度任用職員5人分の給与改定による影響分でございます。

次に、下段の表、項3、目1・戸籍住民基本台帳費は、先ほど説明しました戸籍住民基本台帳事務事業を除きまして、説明欄1つ目、一般職31人分の1530万1000円、説明欄2つ目、会計年度任用職員27人分の212万8000円は、時間外手当や人事異動、給与改定による影響分でございます。

21ページをお願いします。

上段の表から、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費は、15万9000円を追加しております。説明欄の一般職6人分の人事異動や給与改定による影響分でございます。

次に、目3・県知事選挙費は48万1000円を追加しております。説明欄、会計年度任用職員121人分の給与改定による影響分でございます。

次に、中段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費は15万1000円を追加しております。説明欄、一般職3人分の人事異動や給与改定による影響分でございます。

最後に、下段の表、項6、目1・監査委員費は、535万9000円を追加しております。説明欄の特別職1人分及び一般職5人分の人事異動、給与改定による影響分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（中村和美君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、これより採決いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）**

**○委員長（中村和美君）** 次に、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について財務部から説明願います。

**○財務部長（谷脇信博君）** 議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号の関係分につきまして、同じく岩瀬財務部次長より説明いたさせます。よろしく願いいたします。

**○財務部次長（岩瀬隆敏君）** 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いいたします。

これは、低所得世帯への追加支援及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業のうち、速やかにその効果を発揮できるよう、早急に事業着手をする

必要のある事業について、お願いするものでございます。

1ページをお願いします。

まず、第1条・歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ18億5660万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ673億3830万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正をお願いしておりますが、内容につきましては3ページをお願いします。

第2表・繰越明許費補正でございますが、各事業の実施期間等において本年度内の完了が見込めない事業については繰越明許費の設定を行っております。表の上から、款2・総務費、項1・総務管理費の、買い物支援事業者原油価格高騰対策支援事業（重点交付金）70万6000円。次の款3・民生費、項2・児童福祉費のうち、放課後児童クラブ等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）76万2000円、保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）410万1000円、保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）432万1000円。また、款5・農林水産業費、項1・農業費の施設園芸燃油価格高騰対策支援事業（重点交付金）1億4508万4000円。款6、項1・商工費のLPガス価格高騰対策支援事業（重点交付金）1億6170万円をそれぞれ設定しております。

それでは、歳入について説明いたします。

7ページをお願いします。

上段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金17億7142万9000円を追加しております。内訳としましては、7事業でございます。7事業の歳出予算の内容につきましては、それぞれ付託された委員会で審議されておりますが、参考までに申しますと、まず、本

委員会に付託されております買い物支援事業として、中山間地域における移動販売事業者への支援金70万6000円。また、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の支給対象世帯に対して、1世帯当たり7万円の価格高騰重点支援給付金を追加支給するもので、本年12月1日現在で対象となる約1万8500世帯への支給に要する経費に係る分として13億992万6000円。放課後児童クラブ等39施設への支援金76万2000円。保育所等食材費高騰支援として、市内保育所58か所への支援金410万1000円。施設園芸燃油高騰対策支援事業として、施設園芸農家の燃油購入に係る経費への支援金1億4508万4000円。キャッシュレス決済ポイント還元事業として、令和6年2月1日から29日までの1か月間、市内対象店舗におけるキャッシュレス決済利用者に対して、1決済当たり1000ポイントまで、期間中5000ポイントを上限として、還元率20%のポイント還元をする事業に要する経費に2億3000万円。LPガス価格高騰対策支援事業として、熊本県LPガス協会を通じて、市内LPガス利用世帯へ価格高騰分の一部補助等に要する経費に8085万円。これらの事業を補助する国の交付金でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金の、物価高騰対応生活者支援交付金は、8085万円を追加しております。これは、ただいま申しましたLPガス価格高騰対策支援事業に要する経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次の目2・民生費県補助金、節1・児童福祉費補助金の保育所等物価高騰対策支援金補助金（定額）は、432万1000円を追加しております。これは、物価高騰の影響に直面する市内私立保育所等52施設への支援に要する経費

を定額補助する県の補助金でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち総務費を説明いたします。

8ページをお願いします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費では、説明欄の買い物支援事業者原油価格高騰対策支援事業（重点交付金）を追加しております。これは、原油価格の高騰による買い物支援事業者の負担軽減を図るため、中山間地域の宮地東町、二見、坂本、東陽、泉の各地区において、移動販売を実施する事業者に対して、移動販売車両に係る燃料費高騰分を支援するため、節18・負担金補助及び交付金70万6000円を追加するものでございます。

先ほど、繰越明許費のところ、款3・民生費、項2・児童福祉費のところ、事業名を誤って申し上げたようです。訂正いたします。款3、項2の事業、3つありますが、その内の一番上の放課後児童クラブ等物価高騰対策支援金支給事業、先ほど給付と申し上げたようです。支援金支給事業になります。失礼しました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 買い物支援事業ですね、これ、今、業者さんは何社ぐらいあるんでしょうか。それから、申請期間が来年の4月から6月まで、繰越明許は分かるんですけど、今、ガソリン上がっているんですよね、また。来年の申請して、もらうとなったときのガソリンって分かりませんか。何で来年の4月、6月になったのか、申請期間が。そこをちょっと説明してもらえますかね。

○理事兼企画政策課長（田島功一郎君） 失礼

します。業者数につきましては、現在、把握している業者さんが今6社ございます。そのほかにも、移動販売されている部分もですね、見込みとして入れまして、予算としては、若干多めに予算措置はしておるところでございます。

それと、申請の時期を翌年度ということにしておりますのは、一応この事業の対象期間を遡りまして、今年度ですね、今年度分を全て対象にしたところで価格上昇分をそのまま続くという前提で、一応1年間分を算定したところで、翌年度申請を出していただくというところで、一応事業のほうは組んでおります。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時53分 本会）

○議案第105号・令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第105号・令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（田中博之君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課の田中です。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第105号・令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

今回の補正予算でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、令和5年4月1日から、夕葉町にありますテレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行ってまいりましたが、令和6年3月31日をもって1年間の契約満了となりますことから、令和6年度以降においても指定管理委託を行うため債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書・第2号の1ページをお願いいたします。

今回は、第1条にありますように、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為として、八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託について、期間を令和8年度まで委託するものとし、限度額を7252万5000円としております。限度額である委託料につきましては、この後の所管事務調査でも御報告することとしておりますが、令和8年度末にかけて実施します新放送サービスへの移行計画に基づき、ケーブルテレビ利用者の減少を勧奨し、年度ごとにケーブルテレビ事業の人件費や施設の維持管理費など事業を行

うための必要経費から、各世帯が御利用になられますケーブルテレビの利用料金などの事業収入を差し引いた額であり、令和6年度が2200万8000円、令和7年度が2495万円、令和8年度が2556万7000円と、それぞれ算出しております。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないですね。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第105号・令和5年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第110号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第110号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（田中博之君） デジタル推進課の田中でございます。引き続きよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の議案書の1ページをお願

いたします。

議案第110号・指定管理者の指定について御説明いたします。

先ほど補正予算でも御説明しましたが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、テレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行ってまいりましたが、契約満了となりますことから、令和6年度以降においても指定管理を継続するものであります。

また、指定管理候補者の選定につきましては、ケーブルテレビ事業は、令和6年度中頃から令和8年度末にかけて、民間による新放送サービスに移行する計画であり、それまでは継続的に安定したテレビ放送サービスを提供する必要があること及び新放送サービス移行後はケーブルテレビ事業を廃止することとしておるため、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第5号により、別途定めております公の施設の指定管理者制度に関する運用指針の非公募要件に該当することから、非公募により指定管理者の募集を行った結果、1社から応募があり、指定管理候補者として選定いたしました。

提案理由でございますが、本市が設置しております公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

内容でございますが、1、公の施設の名称でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等でございます。2の指定管理者となります団体の名称は、テレビやつしろ株式会社。3、団体の所在は、八代市夕葉町3番地7でございます。4の指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

今回の指定管理者選任につきましては、9名の委員による指定管理者候補者選定委員会で審査、評定を行っていただきました。評点は100点満点中85.1点となり、選定基準であります60点以上でございましたので、候補者として選定いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第110号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時00分 小会）

（午前11時01分 本会）

◎議案第117号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第117号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（松本康祐君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課、松本でございます。どうぞよろしくお願いた

します。では、着座にて説明させていただきます。

議案書は11ページでございますが、説明は、さきに配付させていただきました右肩に議案第117号関係資料と記載されている資料を使って説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について説明いたします。

期末手当の年間支給月数を現行の3.30月分から3.40月分へ、0.1月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和5年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末手当から行き、支給月数は1.65月から1.75月と、改正条例の第1条において規定しております。

令和6年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数を1.70月とし、改正条例の第2条にて規定しております。

最後に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。

まず、第1条に規定しております令和5年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用することとしております。

また、第2条に規定しております令和6年度以降に支給する期末手当につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（中村和美君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

**○委員（野崎伸也君）** すいません、0.1か月分引上げということでしたけど、金額で幾らなんですか。

**○人事課長（松本康祐君）** 今回、0.1月分ということですね、一般職員に関しましては、平均して大体3万3100円程度のアップということになります。あと、会計年度任用職員につきましても、大体5700円程度のアップということ。特別職につきましては、市長で10万3200円程度、副市長で8万2900円程度と、教育長で7万5100円程度と、常勤監査委員で5万6400円程度となっております。

以上です。

**○委員長（中村和美君）** よろしいですか。

**○委員（野崎伸也君）** 分かりました。

**○委員長（中村和美君）** ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第117号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

**○委員長（中村和美君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第118号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について**

**○委員長（中村和美君）** 次に、議案第118号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めま

す。

○人事課長（松本康祐君） 人事課の松本でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案書は13ページから25ページになりますが、説明は、さきに配付させていただきました右肩に議案第118号関係資料と記載されている資料を使って説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員等の給与月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について説明いたします。

まず、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、①給料表の改定につきましては、国家公務員に適用される給料表の改定に準じて改定するもので、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料表全体を引き上げるものです。平均1.1%の引上げで、対象職員は1170名となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

②初任給調整手当の改定につきましては、医療職給料表の適用を受ける医師に対する初任給調整手当を引き上げるもので、現在、対象職員はいませんが、国に準じて改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

③期末勤勉手当の改定につきましては、一般職員と特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.40月分から4.50月分へ0.10月分引き上げるものでございます。

なお、再任用職員については、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.30月分から2.3

5月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和5年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末勤勉手当から行い、支給月数は、一般職では期末手当が1.20月から1.25月、勤勉手当が1.00月から1.05月、特定幹部職員では期末手当が1.00月から1.05月、勤勉手当が1.20月から1.25月、再任用職員では期末手当が0.675月から0.70月、勤勉手当が0.475月から0.50月と、改正条例の第1条において規定しております。

令和6年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数を、一般職員では期末手当は1.225月、勤勉手当は1.025月、特定幹部職員では期末手当は1.025月、勤勉手当は1.225月、再任用職員では期末手当は0.6875月、勤勉手当は0.4875月と、改正条例の第2条にて規定しております。

施行期日につきましては、2段階に設定されておりまして、まず、令和5年度の12月に支給する期末勤勉手当については、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用としております。また、令和6年度以降に支給する期末勤勉手当については、令和6年4月1日からの施行としております。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、（2）八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、①特定任期付職員に適用される給料表の改定につきましては、一般職との均衡を基本に改定するもので、平均改定率1.1%の引上げで、対象職員は1名となります。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

②特定任期付職員に係る期末手当の改定につ

きましては、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を3.30月分から3.40月分へ0.10月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和5年度におきましては、今月、12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.65月から1.75月と、改正条例の第3条において規定しております。

令和6年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を1.70月とし、改正条例の第4条にて規定しております。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりまして、令和5年度の12月に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用、令和6年度以降に支給する期末手当については令和6年4月1日からの施行としております。

次に、(3)八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてですが、①給料表の改定につきましては、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員との均衡を基本に引き上げるもので、対象職員は643名となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

②期末手当の改定につきましては、会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を現行の2.40月分から2.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和5年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.20月から1.25月と、改正条例の第5条において規定しております。

令和6年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を1.225月と、改正条例の第6条にて規定してお

ります。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりまして、令和5年度の12月に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用、令和6年度以降に支給する期末手当については令和6年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第118号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

(午前11時15分 小会)

(午前11時16分 本会)

◎議案第119号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第119号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長(山内真奈美君) 皆様、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)市民課の



山内でございます。座りましての説明をお許しください。

それでは、議案書のほうは27ページ、28ページとなりますけれども、説明につきましては、さきに配付させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

資料は、右肩に議案第119号・市民課とあるものとなります。

初めに、1、改正の趣旨ですが、法律の施行により、現在マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書、この機能を令和5年5月11日からは移動端末設備、いわゆるスマートフォンにも記録することが可能となっております。

これに伴いまして、国におきましては、キオスク端末を利用した証明書交付、いわゆるコンビニ交付、こちらにつきまして、利用者証明用電子証明書を記録したスマートフォンでも証明書を取得できるよう令和5年中にサービスを開始するところでございます。

資料の中央のほうに記載しておりますが、現在、八代市では、所得・課税に関する証明書、印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、この4種がコンビニ交付に対応しております。

今回の国によるスマートフォン利用のサービス開始に速やかに対応するため、本市のコンビニ交付に関連する印鑑条例と手数料条例の一部改正を行うものとなります。

次に、2の改正の内容ですが、八代市印鑑条例におきましては、利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに加えまして、利用者証明用電子証明書が記録されているスマートフォンを用いて、印鑑登録証明書のコンビニ交付を受けることができるよう改正を行うものでございます。

八代市手数料条例におきましては、現在、マ

イナンバーカードを利用してコンビニ交付を受け取る際の手数料を通常の300円よりも100円安い200円と定めておりますが、この手数料の定めスマートフォンを利用してコンビニ交付を受ける場合を追加する改正を行うものとなります。

最後に、3の施行期日ですが、規則で定める日としておりまして、国によるサービス開始日を予定としております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんか。なければ、これより採決いたします。

議案第119号・八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第126号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第126号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（山内真奈美君） 続きまして、市民課の山内です。座りましての説明をお許しください。

それでは、議案書はその2のほうとなりますが、その2のほうの1ページから3ページとな

りますけれども、説明につきましては、配付させていただきます資料に基づきまして説明させていただきます。

資料は、右肩に議案第126号・市民課とあるものとなります。

初めに、1、改正の趣旨ですが、行政手続のデジタル化などを背景に戸籍法の一部が改正され、本籍地以外での戸籍証明書等の交付や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行などが新たに生じることとなりました。

戸籍証明書などの発行に係る手数料につきましては、政令により全国的に統一して定められることとなっており、今回の戸籍法の一部改正に伴い、新たに発生する事務につきまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、その一部改正も行われましたことから、手数料の新設を行うものでございます。

次の2の改正の内容の前に、まずは今回の戸籍法の一部改正の内容について説明させていただきます。

説明資料の2枚目、右上に別添資料とあります資料を御覧いただきたいと思っております。

今回の戸籍法の一部改正により可能となる主な事項について、その活用例を記載したものととなります。

初めに、1、戸籍証明書の広域交付がはじまります。近年、戸籍事務におきましても、戸籍謄本や除籍謄本などの電子保存化やデータベース化などが行われ、デジタル化が進んだことで、法務省の戸籍情報連携システムを介して、市町村間での戸籍情報の連携が可能となりました。

この情報連携により、これまで戸籍証明書などは本籍地のみ取得可能となっておりましたが、本籍地以外の市町村の窓口で戸籍に関する証明書を取得することが可能となり、いわゆる広域交付が始まります。

これによりまして、本籍地が遠くにある方で

も、お住まいや勤務先の最寄りの市町村の窓口で請求できることとなり、また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても1か所の市町村の窓口でまとめて請求できることとなります。

次に、その下の図2、戸籍証明書等の情報連携で便利にを御覧ください。便利になることの例として、戸籍の届出地における戸籍証明書などの添付負担の軽減を挙げております。

戸籍情報の連携により、届出を受けた市町村が他の市町村の戸籍情報を確認することが可能となります。そのため、戸籍証明書などを添付して届け出なければならないとされていた届出において、その添付が不要となります。

例として、新婚旅行先の市町村の窓口で婚姻届を提出する場合を挙げておりますが、新婚旅行先は本籍地でないため、これまでは本籍地から戸籍証明書を取り寄せて添付して提出する必要がございました。情報連携後は、提出先の市町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍証明書などの添付が原則不要となります。

次の3、電子証明書提供用識別符号の発行がはじまりますを御覧ください。一般的な紙の証明である戸籍証明書などに加えまして、戸籍電子証明書の交付が始まります。

電子証明書とは、電子的に戸籍情報を証明したもので、その電子証明書を識別するための電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワードを市町村が発行することとなります。

電子証明書の提出先につきましては、法務省のシステムと連携が許されている行政機関に限られており、提出された行政機関は戸籍情報システムにパスワードを入力することで電子証明書を受信できるという仕組みになっています。

例えば、パスポートの発給申請の際に、パスポートの申請書と併せて識別符号、つまりパスワードを申請先の行政機関に提示することにより、行政機関は戸籍電子証明書を受信し、内容

を確認することができるようになります。これにより、これまで必要であった戸籍証明書などの添付が不要となり、将来的にはオンラインで手続を完結することも可能となります。

それでは、ここで最初の資料のほうに戻りまして、資料の中ほどの2、改正の内容を御覧ください。

戸籍法改正により、新たに手数料を徴収することとなる事務が6点ございます。

初めに①の戸籍証明書の交付事務ですが、先ほど戸籍証明書の広域交付が始まりますという説明をさせていただきました。広域交付の開始に伴いまして、本市でも、他の市町村の戸籍証明書の交付事務が始まります。そのため、条例に本籍地以外の戸籍証明書の交付事務手数料1通につき450円と定めるものです。なお、これはこれまで本籍地での交付手数料450円と同額となっております。

次に、②除籍証明書の交付事務ですが、これも①と同じく、本市でも他の市町村の除籍証明書の交付事務も始めますので、本籍地での交付手数料と同額の1通につき750円と定めるものです。

次に、③戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務ですが、先ほど説明させていただきましたように、行政機関に提出することに限って、戸籍証明書に代わり戸籍電子証明書を発行することが可能となります。この電子証明書の発行に伴い、その証明の内容を発行できる電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワードの発行事務が新たに生じますことから、手数料として1件につき400円と定めるものです。なお、戸籍証明等を取得すると同時に全く同じ内容の電子証明書の識別符号、このパスワードを取得する場合は、識別符号の発行手数料は無料となります。

例としまして、戸籍証明書1通と全く同じ内容の識別符号1件を同時に取得した場合は、戸

籍証明書分の450円分のみ手数料をお支払いいただくこととなります。

次に、④除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務ですが、これも③と同様に除籍電子証明書を提供するための識別符号、パスワードを発行するもので、1件につき700円となります。なお、これも除籍証明書と同じ内容の識別符号を同時に取得した場合は無料となります。

次に、⑤電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務、⑥電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務です。

すみません、ここで資料に1字誤字がございますので、修正のほうをお願いいたします。⑤に、電子化された届出等情報とありますが、正しくは、電子化された届書等情報が正しく、届出を届書に訂正をお願いいたします。お手数料をおかけしますが、申し訳ございません。

それでは、説明に戻りまして、⑤と⑥のこの届書とは、出生届、婚姻届、死亡届などの届出を言います。改正法の施行後はこの届書も電子化し保存されることとなります。

これまでは、届書の紙の原本につきましては、届出先の市町村や本籍地で内容の審査等を行い、本籍地を管轄する法務局に送達するようになっておりました。そのため、届出から一定期間が経過した後に証明が必要な方や閲覧したいという方は、法務局に赴き手続をする必要がございました。しかし、今回の法律の施行後に出されました届書につきましては、電子化し保存されるため、届出先の市町村と本籍地でいつでも証明書の交付や閲覧が可能となり、法務局に赴く必要がなくなります。

なお、⑤の内容証明書の交付と⑥の閲覧事務につきましては、従来、紙の届出に対し、同じ内容の事務を行っておりますので、電子化された届書等情報につきましても、従来の手数料と同額の証明書1通につき350円、閲覧手数料1件につき350円となっております。

それでは、最後に3、施行期日です。戸籍法の一部改正の施行日と同日の令和6年3月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第126号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退室願ひます。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時31分 小会）

（午前11時32分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して1件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況について）

○委員長（中村和美君） それでは、まず、八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況について、説明願ひます。

○デジタル推進課長（田中博之君） デジタル推進課、田中でございます。よろしくお願ひいたします。八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況について、説明をさせていただきます。失礼して着座にて説明いたします。

資料につきましては、八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況についてで説明をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

まず、3月定例会の所管事務調査で報告しておりますが、改めて経緯等について御説明させていただきます。

現在、本市では、中山間地域である東陽、泉、坂本地域において、平成16年度からテレビ放送の難視聴対策としまして、ケーブルテレビ事業を実施しておりますが、サービス開始から19年が経過し、ケーブルテレビセンター内の設備や屋外伝送路の老朽化が進み、設備の更新が必要な状況であります。

当該地域においては、令和4年度末に光ブロードバンド網、光回線の整備が完了しましたことから、この光回線を利用することにより、技

術的には民間放送事業者がテレビ放送サービスを提供することが可能となりました。

そのようなことから、今後の難視聴対策としてのテレビ放送については、市のほうが放送設備を再構築し運営していくのではなく、民間放送事業者の施設整備や運営費に対しまして市が応分の負担を行い、民間放送事業者によるテレビ放送サービス、以下、新放送サービスといいますけども、に移行したほうが、更新期間や費用面において有利であると判断したところであります。

また、新放送サービスの利用料金については、利用者の負担が増えないよう同額程度にしたいというふうに考えております。

そして、令和5年度から令和8年度にかけて新放送サービスへの移行を進め、移行が完了した後は八代市ケーブルテレビ事業は廃止することとしております。

資料の2ページ目の2、整備概要を御覧ください。

上段が、現行のケーブルテレビによる放送サービスのイメージ図になります。放送事業者は八代市、伝送路・設備の維持管理も八代市で、現在は指定管理のほうで運営をしております。

下段のほうが、新放送サービスのイメージ図になります。放送事業者は民間放送事業者となりまして、伝送路としましてNTT西日本の光回線を利用しサービスを提供することになります。

放送設備としては、新たに図中1の映像伝送装置を整備するとともに、②で示しております各家庭への引込み、それから、宅内工事が必要となりますことから、1と2の構築費については市のほうが補助していきたいというふうにしております。

また、新放送サービスに移行する利点としましては、現行のケーブルテレビ回線が1本なのに対しまして、NTT西日本の光回線は、冗長

化されていますこと断線等の通信障害等のリスクを回避することができますというふうになっております。

資料3ページ、3、事業進捗のほうを御覧ください。今年度の事業進捗について御説明いたします。

まず、令和5年6月15日から7月5日までの期間において、八代市難視聴地域におけるテレビ放送サービスの放送事業者を公募型プロポーザル方式で募集し、その後、7月19日に審査しました結果、テレビやつしろ株式会社を候補者として選定し、同月26日付で補助金交付のほうを決定しております。金額は、設備構築費4億1340万円で、令和5年度当初予算におきまして、債務負担行為のほうを設定済みでございます。

また、同社からの提案により、新放送サービスの内容及び利用料金のほうを決定しております。

直近ではですね、先月、テレビやつしろとNTT西日本におきまして、光回線を活用しましたテレビ放送の契約を締結され、映像伝送装置の構築が開始されたところであります。

下段の4、新放送サービス、提供サービスの内容を御覧ください。

こちらは、参考までに現在のケーブルテレビと新放送サービスの提供サービスの内容の比較表となります。地上波は、現行のまま6チャンネルで変更はありません。BS放送は、これまでは個人のほうでアンテナ設置が必要でありましたが、新放送では、有料オプションとして提供が可能となります。CS放送は、これまで同様に有料オプションでの提供となります。自主放送につきましては、これまで地域ごとに番組を制作しておりましたが、新放送では、エリア内同一の番組に統合することとしております。

次に、資料4ページ、5、新放送サービスのテレビ利用料金を御覧ください。

1、月額利用料につきましては、現在のケーブルテレビでは一般世帯が1250円、事業者が1780円となっております。新放送では、既存のインターネット契約があるかないかにより金額が若干異なります。インターネット契約がある場合は1210円と、こちらのほうは一般世帯も事業者も同額となり、インターネット契約がない場合は、一般世帯は1250円、事業所が1780円と、現在のケーブルテレビと同額となります。

料金に差が出る理由を米の1、2に記載しておりますが、既にインターネット契約がある場合は、その光回線を使って映像を提供するため、料金のほうが安く設定できることとしております。対しまして、インターネットの契約がない場合は、新たに引き込む光回線の利用料が発生しますので、本来であれば月額4050円となることを市が放送事業者に運営費補助を行うことで、現在のケーブルテレビ利用料金と同額に設定されているものでございます。

続きまして、下段の2、月額利用料軽減措置・旧減免措置を御覧ください。

現在のケーブルテレビにおきましては、世帯の状況等によりまして、減免措置を設けておりますので、新放送サービスにおいても、その基準のほうをですね、引き継ぐこととしております。

現在の区分も減免額を新放送サービスでは軽減措置として適用することとしております。

最後に、資料5ページ、6、新放送サービス、整備スケジュールのほうを御覧ください。

これまで御説明しましたとおり、今年度は事業者を選定し、現在、NTT局舎内において映像伝送装置の構築を行っております。

その後、年が明けまして2月頃から、各校区において、住民説明会の開催を予定しております。

次に、令和6年度には、最初に引込み・宅内

工事が始まる坂本の地域において、工事に関する住民説明会を開催し、令和7年度末までに順次放送サービスに移行していく計画でございます。

また、並行しまして、泉、東陽地域における局舎の改修と映像伝送装置の構築を行いまして、令和7年度から、住民説明会と引込み・宅内工事に着手しまして、令和8年度末までに全ての移行を完了させたいというふうに考えております。

八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況についての御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、以上で、八代市難視聴地域における新放送サービスの進捗状況についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時41分 小会）

（午前11時42分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査  
（泉支所移転について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、泉支所移転について説明願います。

○泉支所長（緒方 浩君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉支所、緒方でございます。

泉支所ですね、支所移転に向けた今後の進め方ということで御説明をさせていただきます。

先ほど、補正予算につきましては、御審議いただきまして本当にありがとうございます。今後、移転に向けてですね、迅速に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料の詳細につきましてですね、泉支所地域振興課、岩田課長より御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○泉支所地域振興課長（岩田 剛君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）泉支所地域振興課の岩田でございます。泉支所移転について説明をさせていただきます。

説明は、泉支所移転についてと表題を掲げている資料により進めさせていただきます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いします。

さきの9月定例会において、谷川議員の一般質問の際に濱田総務企画部長より答弁させていただいたところでございますが、改めて移転の理由と移転先、スケジュールについて御説明させていただきます。

まず、移転の理由と移転先についてです。泉支所庁舎は昭和48年に食堂や歯科診療所、宿泊施設などを含む、地域に密着した行政サービスなどを提供する拠点として建設されております。

本施設は、建築後50年が経過した現在、外壁の剥がれや屋上防水シートの破れ、ひび割れなどによる雨漏りなどのほか、電気設備の故障や漏電による停電、2階会議室床のたわみ、度々起こるトイレの詰まりや古くなった貯水槽、水道管腐食による水道水への赤さびの混入など、施設全体に老朽化が進んでいるところでございます。

施設の老朽化の程度、規模から大規模改修を行うことも困難であり、来庁される市民の皆様と職員の安全確保及び住民サービスの安定的な提供のためにも、1日でも早い対応を図るため、数年前から周辺施設への移転の可能性を模索してきたところでございます。

このような中、以前から利活用策の検討がなされていた振興センターいずみは、診療所や歯

科診療所、八代市商工会が入居しているなど、医療や地域活動の拠点としての中核機能を有している市有施設であり、農協やバス停、郵便局も隣接し、交通の便もよく、耐震性能も高いことから、移転先として適した施設と判断し、泉支所を移転することとしたものでございます。

資料の2ページをお願いします。

今後の移転に向けたスケジュールとなります。これまで施設入居団体及び市政協力員、まちづくり協議会などへ移転に向けた現状と今後の方向性について説明と協議を行ってまいりました。また、泉支所だよりにて地域住民の方々にも広く周知したところでございます。

今後は、振興センターいずみで支所としての業務が行えるようにするために必要となる施設改修を行っていくこととしており、主な改修内容としましては、建築工事として、執務室確保に係る施設内の改修や設備工事として機械警備や執務室のLAN配線などの整備のほか、現在、不具合が発生している空調機の改修などでございます。

また、施設全体を維持管理していく上で必要とされてくる工事を含め、今後、設計委託を一括して実施していくこととしております。

これらの振興センターいずみの施設改修工事の設計業務に係る委託費用をこのたびの12月補正予算に計上させていただいたところでございます。

このたびの補正予算を可決いただけましたら、早速、令和6年1月から設計業務委託の発注業務を進め、その後、算出された工事費用をもって令和6年度の6月補正に計上させていただき工事発注、令和7年4月より移転先での業務開始を目指し、移転に向け計画を進めさせていただきますと考えております。

なお、振興センターいずみの施設管理といたしましては、現在、八代市商工会による指定管理としておりますが、令和6年4月からは市の

直営に切り替え、直接管理を行っていくこととしております。

資料のうち、3ページ以降は、泉支所の現況写真でございます。老朽化が進んでいる状況がお分かりいただけるものと思います。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、意見等ありませんか。

○委員（高山正夫君） 現行の泉支所ですね、いろいろな運営ですね。例えば、人員、会議室、駐車場、それについては、どうなんですか、急に劣るとか、そういうのはないんですか。

○泉支所長（緒方 浩君） 正直申しまして、今の施設の1階にですね、職員25人がいます。これは、昔の役場時代のときの職員数でつくったところに、正直ちょっと広く取っている形ですけども、今後、振興センターいずみに行きましたらですね、そういうわけにはちょっといかないかなと思っております。この本庁ぐらいの、1人当たりのですね、執務スペースぐらいいかなというふうに、ちょっと入ってみらんと分らんとですけども、机の大きさとかですね、そんな感じで、今よりは確実に1人当たりのスペースは狭くなるかなというふうに認識をしております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） 意見です。

○委員長（中村和美君） ああ、そうですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） この振興センターいずみですけど、裏山、山になっとなかなかですか。山崩れとかそういう調査は済んどるんですか。

○泉支所長（緒方 浩君） 委員おっしゃるとおりでございますね、泉っていう地理的な部分で、意外と土砂崩れがないというところ

は、なかなか見つけるところが難しいというところなんです。今のところも急斜面じゃありますけども、今よりもですね、1階の窓を潰したりとか、安全面をですね、今、病院とかが入っててですね、今でも病院とか入ってますんで、今よりも安全面を向上させて、安全度を増した形で進めていきたいと思っております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） それはよろしくお願ひしときます。

○委員長（中村和美君） ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、意見がございましたらどうぞ。

○委員（高山正夫君） 先ほどですね、執務室的には1人当たりのスペースが狭くなるんでしょうから。ただ、今後ですね、いろんな支障があると思えますけども、1回移転したらですね、なかなか改善っちゃうのも難しくなりますので、その辺りは創意工夫されてですね、頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほか、意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で泉支所移転についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時51分 小会）

（午前11時51分 本会）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（八代市中期財政計画及び令和6年度当初予算編成方針について）

○委員長（中村和美君） それでは、本会に戻します。

次に、八代市中期財政計画及び令和6年度当



初予算編成方針について説明願います。

○理事兼財政課長（中村光宏君） 財政課の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回、中期財政計画と令和6年度の予算編成方針のほうを策定をいたしておりますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

説明につきましてははですね、米村課長補佐のほうから説明いたさせます。よろしく願いいたします。

○財政課長補佐（米村寛樹君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課課長補佐の米村でございます。よろしく願いします。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、中期財政計画と令和6年度予算編成方針について御説明させていただきます。

資料は2ファイル用意しております。まず、総務委員会所管事務調査（中期財政計画）のファイルについて説明いたします。こちらのファイルは、A4横のタイプとなっております。

1ページを御覧ください。

今回の中期財政計画は、2年ぶりの見直しで、令和5年10月に策定したものでございます。その考え方やポイントについて御説明いたします。

2ページ目をお願いします。

今回の中期財政計画の見直しのポイントをまとめております。見直しの背景でございますが、本市では、令和3年10月に中期財政計画を改定後、坂本町の復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策に係る追加予算措置を適宜実施してまいりました。

その後、令和5年度に入り、令和4年度の決算を分析しましたところ、単年度収支も改善し、基金残高も増加するなど収支も安定してきており、計画数値と現状に開きが出てきております。

そのような中、今後、坂本町の復旧・復興等に加え、5つの重点戦略及び新八代駅周辺開発等の八代の未来を切り拓く施策を推進していくために、改めて持続可能な財政運営の方向性を示す必要がありますことから、今回、見直しを行ったものでございます。

その下に主な見直しをまとめております。

まず、歳入の見直しは、ふるさと納税寄附金の見直しを拡充しています。これは、ふるさと納税寄附金の決算額が増加していますことから、令和5年以降の見通しを単年度当たり8億円から15億円へと拡充しております。

次に、令和5年9月から開始しております保育料無償化による影響額として、歳出増も含めまして、令和5年度は1.7億円、令和6年度以降は2.7億円のマイナスとしております。

次に、地域振興の基金造成のため、令和7年度に合併特例債を38億円借り入れ、新たな基金を造成し、40億円積み立てる試算としております。

一方、歳出の見直しは、人件費で定年の段階的延長に伴う退職手当の支払い年度の見直し、令和6年度より予定している会計年度任用職員への期末勤勉手当を追加しております。

次に、投資的経費におきまして、坂本支所、広域交流センターさかもと館など、坂本町の復旧・復興整備、（仮称）新南部学校給食センター、学校トイレ改修等の大型事業を追加しております。

これらの見直しにより、重点課題を着実に進め、かつ、持続可能な財政運営を目指してまいります。

次に、3ページを御覧ください。

3ページ目には、中期財政計画の策定目的について述べております。

中期財政計画は、本市の中期的な財政収支の見直しを行うことで、将来にわたる収支状況や運営上の課題を明らかにし、財政運営の健全化

を担保するとともに、持続可能な財政基盤を確立するための目安として作成しており、あくまでもシミュレーションとして捉えているものでございます。

なお、この計画は、将来の予算編成を拘束するものではなく、本市の行財政改革の取組、財政環境の変化、新たな財政需要の動向等により影響を受けるため、今後もそれらの動向を注視しながら見直しを行うものとしております。

次に、4ページを御覧ください。

上段の見直しの背景につきましては、先ほどと説明が重複しますので、省略させていただきます。

中段の四角の囲いは、基金残高と市債残高について、改定前の計画最終年度であった令和10年度の数値について、改定前と改定後の比較を示しております。

下のグラフのとおり、左の基金残高は49億円が141億円へ92億円の増加となり、右の市債残高は710億円が747億円へ37億円の増加となる試算結果を示しております。

次に、5ページを御覧ください。

計画策定の前提条件及び考え方について示しておりますが、年度の更新以外前回と同様ですので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、6ページを御覧ください。

収支総括表のうち、歳入の推移を示しております。

関連で、次の7ページには歳入の主な項目の前提条件を示しておりますが、説明は6ページの表を基に主なポイントを御説明いたします。

まず、市税では、令和3年度から令和4年度にかけましては、九州新幹線の特例措置終了に伴いまして、固定資産税が増加していますが、令和5年度以降は横ばいで推移することが見込まれ、固定資産税の3年に一度の評価替え時の伸び率なども考慮して見込んでおります。

次の地方交付税では、普通交付税の合併算定

替えによる上乗せが令和3年度で完全に終了しましたが、交付税措置率の高い財源を活用していることもあり、歳出の公債費に連動して増加する見込みとなっております。

次の国・県支出金では、令和2年度から令和5年度にかけて増加していますのは、新型コロナ関連経費などに対する財源措置の影響であり、令和6年度以降は扶助費や投資的経費などの歳出に連動させての試算となっております。

次の繰入金では、令和3年度に土地開発基金を廃止し15億円を繰り入れ、令和4年度に庁舎建設基金を廃止して11億円繰り入れているため増加していますが、今後は、ふるさと納税寄附金に加え、公債費の増加を平準化するため、毎年度2億円程度、減債基金を繰り入れる試算としております。

次の市債は、合併特例債の期限であります令和7年度に事業完了を目指している大型の建設事業がピークを迎えますため増加しますが、令和8年度以降は大きく減少すると見込んでおります。

また、令和7年度には、地域振興の基金造成のため、合併特例債38億円を借り入れる試算としております。

最後のその他は、保育料無償化に伴う分担金及び負担金の減少を反映していますほか、ふるさと納税寄附金の見通しを令和5年度以降、年間15億円の推移で試算しております。

次に、8ページをお願いします。

収支総括表のうち、歳出と収支の推移を示しております。

関連で、次の9ページには歳出の主な項目の前提条件を示しておりますが、説明は8ページの表を基に主なポイントを御説明いたします。

義務的経費のうち、人件費につきましては、令和5年度における職員数を基に定年の段階的延長に伴う退職手当の支払いを偶数年度の隔年に見直し、会計年度任用職員の期末勤勉手当に

に伴う増加を1億円で試算しております。

次に、扶助費については、これまで横ばいで見込んでいましたが、人口減少及び出生率の低下を反映し、低減すると見込んでおります。

なお、公債費の変動については、12ページにグラフ化しておりますので、後ほど説明いたします。

次に、中ほどの投資的経費区分のうち、普通建設事業では、(仮称)新南部学校給食センター、学校トイレ改修等を新たに追加し、通常の建設事業枠は、前回同様、年間50億円程度、別枠で公共施設適正化事業の考えに基づく事業枠を年間3億円見込んでおります。

なお、新八代駅周辺の開発、新たな工業団地の整備については、未定のため試算に含んでおりません。

また、次の災害復旧事業では、令和7年度までに坂本支所、広域交流センターさかもと館などの坂本町の復旧・復興整備を見込んでおります。

その他の区分には、前回と同様に、物件費、維持補修費、補助費等繰出金については、まず前提条件として、ビルド・アンド・スクラップの考え方による計画的な見直しを実施するところでの試算を反映しております。

また、積立金では、まちづくり交流基金の残高がなくなった後も、地域振興を継続していくため、令和7年度、新たに合併特例債を38億円借り入れ、基金に40億円積み立てる試算としております。

次に、8ページ下の収支の表における歳入から歳出を差し引きました収支につきましては、令和4年度決算が18.9億円で、投資的経費が増加する令和6、7年度で減少しますが、その後は横ばいとなる見込みです。

基金残高と市債残高の推移につきましては、10ページから11ページにかけてグラフにて示しておりますので、そちらで説明いたしま

す。

10ページを御覧ください。

基金残高の推移を示しております。歳入・歳出総括表でも御説明しましたが、地域振興を継続していくための新たな基金の造成、公債費の平準化を図るための減債基金の繰入れに加え、定年の段階的延長に伴い、退職手当の支払いがなくなる令和5年度以降の隔年におきまして、退職手当相当分約4億円を財政調整基金に積み立てるよう試算しております。

11ページを御覧ください。

市債残高の推移をグラフ化しております。坂本町の復旧・復興、学校給食センター整備などの大型事業及び地域振興の基金造成のための合併特例債の借入れによりまして、令和7年度は886億円程度でピークとなる見込みですが、全体的には、今後の投資的経費の通常建設事業枠を合併後における環境センター以前の水準の50億円に戻すことで、将来的に減少させていくように試算しております。

なお、重ねての説明になりますが、新八代駅周辺の開発、新たな工業団地の整備については、未定のため試算に含んでおりません。

12ページを御覧ください。

公債費の推移をグラフ化しております。臨財債を除く公債費は、令和6年度に新庁舎建設事業の本格的な償還開始の影響で増加し、その後も、地域振興の基金造成のための合併特例債、坂本町の復旧・復興、学校給食センター整備などの大型事業の償還開始により、さらに増加する見込みとなっております。

最後に13ページを御覧ください。

財政指標を示しておりますが、将来負担比率は、令和7年度まで市債残高が増加しますものの公債費の交付税措置、財源充当可能基金の増加もありまして、低減していく見込みです。

実質公債比率は、公債費が増加しますが、公債費の交付税措置もあり、横ばいで推移してい

く見込みとなります。

以上で中期財政計画についての説明を終わります。

続きまして、ただいま御説明しました中期財政計画とセットで周知しております令和6年度の当初予算編成方針について御説明いたします。

資料は、もう一つ用意しております総務委員会所管事務調査（予算編成方針）のファイルになります。こちらのファイルはA4縦のタイプとなっております。

まず、2ページ目の令和6年度予算の編成についてを御覧ください。

こちらは、市長から各職員に対しまして、令和6年度の予算編成における基本的な考え方を示したものでございます。

前段には、熊本県へ進出するTSMCによる経済効果の拡大が見込まれており、また、国際クルーズ船の寄港再開によるインバウンドの拡大をはじめとして、地域経済においても回復の兆しが見られつつある中、このような情勢の変化を本市発展への好機と捉え、各種施策の展開に当たっては、これらの効果を最大限に得るための方策を検討していかなければならないこと、また、本市としては、令和2年7月豪雨からの坂本町の創造的復興の着実な推進はもとより、第2次八代市総合計画に掲げます、しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市やつしろの実現に向けた実効性の高い取組の推進、さらには、八代の未来を切り拓くための施策として、新八代駅周辺の開発や新たな工業団地の整備など、県南の雄都としてふさわしいまちづくりに積極的に取り組んでいかなければならないとしております。

後段には、限られた財源の中でこれらを実現していくためには、前例や組織の垣根にとらわれることなく既存の事業手法を抜本的に見直し、無駄を排除するとともに、各部署における

事業の優先順位を明確にした上で選択と集中を徹底する必要があることを示し、職員各位におかれましては、長期的な視点に立ち、より効率的かつ効果的な施策、事務事業の在り方を追求し、全職員が一丸となって知恵を出し合い、真に市民生活の向上に資する予算編成に取り組まれないという内容となっております。

以上の市長の訓示を受けまして、国や熊本県の状況を踏まえ、八代市予算規則に基づき、財務部長が予算編成として取りまとめましたが、3ページの令和6年度予算編成方針についてでございます。

内容としましては、最優先課題である坂本町の創造的復興のほか、第2次八代市総合計画第2期基本計画、令和4から7年度におきまして、計画期間の折り返しとなりますことから、5つの重点戦略の取組を加速していき、また、SDGsやデジタル化の推進に加え、新八代駅周辺の開発や新たな工業団地の整備など、八代の未来を切り拓くための施策にも積極的に取り組んでいる必要があるとし、今回、中期財政計画も見直していますが、公債費を含めた義務的経費が増加する中、限られた一般財源の枠で時代の変化に応じた行政サービスを継続していくためには、事業実施の必要性をゼロベースで見直し、厳正な優先順位付けによるビルド・アンド・スクラップを実施し、将来的にも持続可能な財政基盤の確立につなげていくことが重要であるとし、各部長などに対して令和5年10月20日付で通知しております。

最後に、4ページを御覧ください。

令和6年度の当初予算編成のポイントとしまして、ただいま説明しましたものをまとめたものでございます。

令和6年度の当初予算編成のポイントを5点について整理しております。

1点目、財政見直し。2点目、坂本町の復興・復興。3点目、第2期基本計画に定める5

つの重点戦略の計画的な推進。4点目、喫緊の課題への対応。5点目には、持続可能な財政運営に向けた取組を示しています。

5点目の取組の中で、2つ目の項目に、新八代駅周辺の開発等の財源を確保するため、最優先課題以外の事業に対するシーリングについて位置づけておりました、義務的経費及び数年ごとに行う経費を除きました経費に対しまして、令和5年度当初予算における一般財源ベースの95%とする、昨年度と同様のシーリング率を上限として設定しております。

以上で、中期財政計画と令和6年度予算編成方針についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（中村和美君）** 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければ、以上で八代市中期財政計画及び令和6年度当初予算編成方針についてを終了します。

執行部は退室願います。

（執行部 退席）

**○委員長（中村和美君）** そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** なければここで、私、委員長より、委員の皆様へ報告いたします。

去る11月17日から20日までの4日間、基隆市との友好交流協定締結5周年を記念いたしまして、市長を団長とする市民使節団の一員として、議長及び各常任委員長とともに基隆市を訪問いたしました。

市民使節団は市民48名を含む総勢61名で結成され、基隆市長を表敬訪問するとともに、使節団歓迎のための交流会が執り行われました。

両市の市長が相互に挨拶を行い、今後も活発

な交流を促進し、良好な関係を深めていくことを確認し合うことができた、とても有意義な交流となりました。

所感ではございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で交流がしばらく自粛されておりました。両市の良好な関係が継続しており、大変感銘を受けた次第であります。

皆様御承知のとおり、熊本県へのTSMC進出に伴い、台湾との距離もさらに近まり、交流も活発になることが予想されますことから、本市への多方面での波及効果が期待されます。

今後も基隆市とのよりよい友好交流関係を継続、発展させ、台湾とのさらなる交流の促進につなげる必要性を実感した訪問であったことを申し上げ、私からの報告とさせていただきます。

以上、所管事務調査2件について、終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（中村和美君）** 御異議なしと認めそのように決しました。

最後に、本委員会の管外視察について協議のため、小会いたします。

（午後0時13分 小会）

（午後0時16分 本会）

**○委員長（中村和美君）** それでは、本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和6年1月22日から24日までの3日間、兵庫県尼崎市、兵庫県姫路市、

兵庫県神戸市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了しました。これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後0時16分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年12月14日

総務委員会

委員長